

少年の実名報道

2004年 2月 17日

- ・2301 阿部莉香
- ・2302 足立瑛介
- ・2304 橋本沙織
- ・2305 樋川裕美
- ・2306 堀口結
- ・2322 中谷多賀子
- ・2330 橋原健比呂
- ・2331 高木陽介
- ・2341 高屋瑛介

<少年法とは…?>

理念：少年法の理念＝「少年の健全育成」

目的：少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事処分について特別の措置を講ずることを目的とする。

否定側のポイント1 少年法第五章 雑則（記事等の掲載の禁止）

第六十一条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

否定側のポイント2 子供の権利条約 第17条（マスメディアへのアクセス）

締約国は、大衆媒体（マスメディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。

<日本国憲法>

肯定側のポイント1 知る権利

公衆がその必要とする情報を、妨げられることなく自由に入手できる権利をいいます。近代憲法は基本的人権の一つとして言論・出版の自由を保障しました。しかし、政府権力の拡大強化やマスコミの発達によって、一般市民（公衆）は、重要な情報源から遠ざけられるにいたりました。情報化社会の発展とともに、この傾向はさらに拍車がかかり日常生活の情報の選択と入手は市民の重大な関心事となっています。こうして、国政情報から日常生活の情報まで、自由に入手することを求める〈知る権利〉は、最も重要な現代的人権として認識されるようになりました。

肯定側のポイント2 報道の自由

報道の自由とは新聞や放送など社会的に確立された報道機関が事実を報道する自由のことです。メディアには憲法で保障された表現の自由があり、それには報道の自由が含まれそして、報道の自由は国民の「知る権利」に仕えるものです。現代社会では報道機関が自由な立場から事実を報道することによって国民の必要とする情報を提供する活動の重要性がきわめて大きくなっています。その意味において報道の自由は現代の言論・表現の自由の重要な構成要素をなしているとみることができます。

あの事件の真相!!!

大阪堺市通り魔事件

1998年に、大阪で当時19歳の少年がシンナーを吸って幻覚状態の時に刃物で通行人を次々と刺し、幼稚園児が1人死亡し、その母親や女子高生も重症をおった。当時、この事件を取り上げた新潮45では、その19歳の少年の実名と顔写真を掲載し、少年側が人権侵害だとして、損害賠償を求めた。普通なら少年法がここで適用されて少年側の主張が受け入れられるのだが、このときの判決は、少年の請求を棄却したのである。つまり少年の実名報道を認める、という画期的な判決だったのだ。

長良川リンチ殺人事件

1994年に、当時19歳の少年が金品狙いで他の少年らとともに3人の男性を車に監禁し、長良川周辺をつれまわし、暴行を加え、うち1人は死亡、もう1人は頭部外傷等の傷害を加えた。この少年はこれ以前にも大阪・木曾川で似たような手口で殺人事件を起こしており、週間文春がこの事件について少年を仮名（主格犯 K）として、犯行の様子を（記事1）、法廷での傍聴記録で仮名を用いた際に少年の経歴や交友関係（記事2）について記載した。これに対して少年側はこの出版社の文藝春秋社に対して損害賠償を要求した。このケースでは記事1については少年を認識できるほどの記事ではないとして損害賠償を拒けたものの、記事2については不法行為責任を認め、30万円の慰謝料を支払った。

参考文献

- ・少年法概説【第3版】 菊田幸一 有斐閣双書
- ・少年警察活動と子供の人権<新版> 日本弁護士連合会、子殿も権利委員会 日本評論社
- ・少年事件の実名報道は許されないのか 松井茂記 日本評論社
- ・少年事件の報道と法 田島泰彦 日本評論社

実名報道の海外事情

アメリカ

少年事件には規制が課せられてきたが、放送の自由を優先させる考え方が展開してきて、少年の代名等の報道の制限には憲法上疑念が強い。実際実名報道はかなり広く行われている。

イギリス

18歳未満の者が少年とされ、彼らは原則として青少年裁判所で審理受け、これについては関係者の氏名、住所等身元を特定しうる情報や写真の公表は禁止されている。裁判所は例外的にこの禁止を解くことができる。

殺人などの重大事件では、成人と同様刑事法院で陪審裁判を受け、この場合は報道の自由が原則として認められる。これも例外的に裁判所が少年の身元の特定を禁ずる命令を出せる。

ドイツ

少年事件の報道については直接これを制限する法律の規定はない。

ドイツでは、この問題はマス・メディアの自主規制に委ねられており、プレス評議会の定めるプレスコードは、少年犯罪については、少年の将来を考慮して、重罪に関わらない限り、できる限り氏名および身元を明らかにする写真の公表は行うべきではないとしている。

フランス

報道制限については、日本と同様に厳しく、弁論の好評は許されず、判決は公表できるが、少年の氏名の表示は許されない。また少年の身元に関する情報や絵・写真の公表も禁止されており、違反行為には罰則が課せられている。

肯定



否定

理由1 知る権利

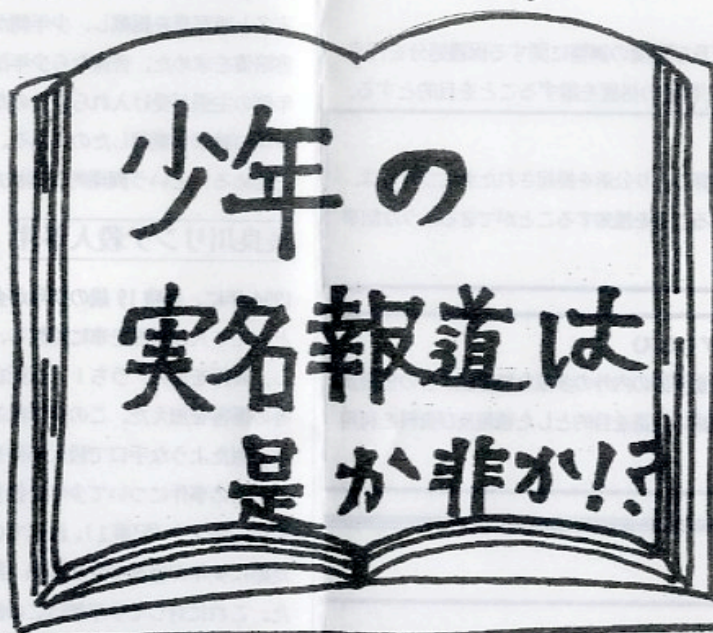
⇒ 国民が必要とする情報を自由に入手できる権利

理由2 社会的ペナルティー

⇒ 少年にも社会的制裁は必要である

理由3 被害者の権利

⇒ 被害者側ばかり顔や名前がでて加害者側は過剰に保護されている



理由1 少年のプライバシーの保護

⇒ 少年の社会復帰が困難になる

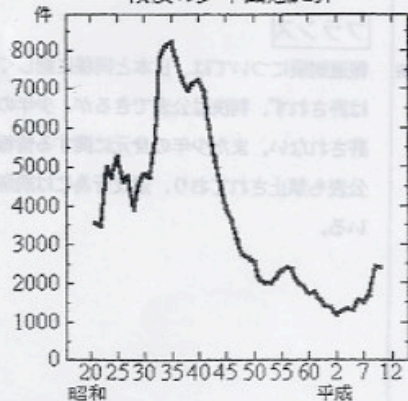
理由2 実名報道の必要性

⇒ 事件の解明に実名報道は必要ない

理由3 周りに負担

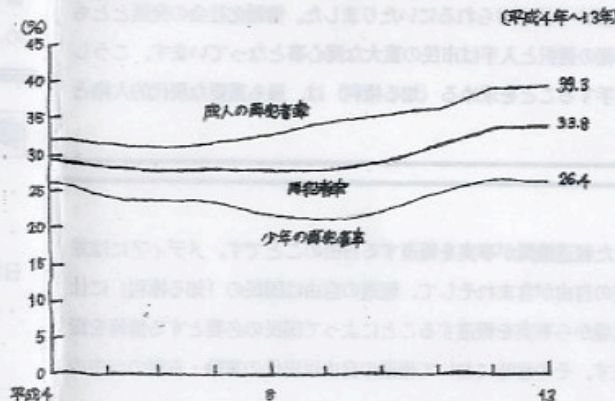
⇒ 加害者の親族等への影響

戦後の少年凶悪犯罪



このように、一度犯罪を犯した少年は、何の反省もせずに再び犯罪を犯している。この統計は、少年の罪に対する意識の低さを証明するものでもある。このような事実を考えても、少年に社会的ペナルティーとして、実名報道を行ったほうが罪の重さについての意識を高めることができるのではないだろうか。

刑法犯検挙人員の再犯率の推移



このグラフから見ると、戦後の少年凶悪犯罪の件数が増えているが、当時は戦争による混乱や貧困が背景となっていた。しかし、現代は戦後と違って少子化であるといわれているにも関わらずその件数が増加しつづけている。その理由として、少年には犯罪が「ゲーム感覚」のようにかんじられる傾向があるという。そのような状況に対して、少年にもペナルティーとしての実名報道が必要なのではないか、という意見もある。

(<http://mazzan.at.infoseek.co.jp/lesson2.html>)

(<http://profiler.hp.infoseek.co.jp/juvenile 02.html>)